

広島県告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十八年十一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

呉市安浦町大字原畑字川向山一〇〇九二の一、字石ケ鼻甲一〇一一二の一、一〇一三五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）